

県立長野図書館屋上防水改修ほか工事（電気設備工事）

I 工事概要

1 工事場所 長野市若里

2 建物概要

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備 考
本館棟	RC	地下1階地上3階	5,907.21	()	
本館棟	RC	地下1階地上3階	2,706.52		

3 工事種目 ●印を付けたものを適用する。

工事種目	建 物 別 及 び 屋 外			
	本館棟	書庫棟		
電 灯 設 備	●一式			
動力設備	幹線、分岐			
電 熱 設 備				
雷 保 護 設 備				
受 変 電 設 備				
電力貯蔵設備				
静止形電源設備	直流電源装置			
発 電 設 備	●一式	●一式		
構内情報通信網設備	LAN用配管			
構内交換設備	電話設備			
情報表示設備	時計設備			
放送・音響設備				
拡 声 設 備				
誘導支援設備	インターホン・トイレ呼出し設備			
テレビ共用受信設備				
監視カメラ設備				
駐車場管制設備				
防犯・入退室管理設備	予備配管			
自動火災報知設備	●一式			
自動閉鎖設備				
非常警報設備	非常放送装置			
ガス漏れ警報設備				
中央監視制御設備				
構内配電線路				
構内通信線路				
昇降機設備				

II 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
有限会社中野建築設計事務所	中野 晃一

主任担当技術者	担当技術者
意匠担当 有限会社中野建築設計事務所 氏名 中野 晃一	
構造担当 〇〇〇〇設計事務所 氏名	
積算担当 〇〇〇〇設計事務所 氏名	
電気設備担当 倉石総合設備設計 氏名 倉石 幸夫	
機械設備担当 〇〇〇〇設計事務所 氏名	

III 工事仕様

1 共通仕様

- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事情) (令和7年版)」(以下、「標準仕様書」という。), 「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事情) (令和7年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。), 及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事情) (令和7年版)」(以下、「標準図」という。), による。
- 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書適用する。

2 特記仕様

特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。

- 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目	仕様														
① 工 事 種 目	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 下表に示す材料・機材等(○印のもの)の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。														
② 機材の品質・性能証明	<table border="1"><thead><tr><th>材 料 ・ 機 材 名</th><th>材 料 ・ 機 材 名</th></tr></thead><tbody><tr><td>・</td><td>・ 電気錠</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr><tr><td>○</td><td>○ その他、監督員の指示によるもの</td></tr><tr><td>○</td><td>○ (一社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td></tr></tbody></table> <ol style="list-style-type: none">品質及び性能に関する試験データが整備されていること。生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。安定的な供給が可能であること。法冷等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。製造または施工の実績があり、その信頼性があること。販売、保守等の営業体制が整えられていること。 品質性能証明資料の提出省略に関する調査を作成し、監督員の承諾を受けること。 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用し作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。	材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名	・	・ 電気錠	・	・	・	・	・	・	○	○ その他、監督員の指示によるもの	○	○ (一社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材
材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名														
・	・ 電気錠														
・	・														
・	・														
・	・														
○	○ その他、監督員の指示によるもの														
○	○ (一社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材														
③ 化学物質を放散する建築材料等	<table border="1"><thead><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該 当 す る 建 築 材 料</th></tr></thead><tbody><tr><td>規制対象外</td><td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>第三種</td><td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品</td></tr></tbody></table>	ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料	規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品								
ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料														
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b 接着剤等不使用 c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用														
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのF〇〇規格品														
④ 施工条件明示項目	○公共建築工事積算基準の解説(設備工事情)の「軌跡並行改修」														
⑤ 電気保安技術者	工事現場の電気工物(電路、自動扉、自動シャッター、電動機等も含む)の保安業務を行うものとする。 契約電力500kW以上の電気工物においても、第一種電気工事士より施工を行う。														
⑥ 電気工事士	(1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。														
⑦ 実施工程表及び施工計画書	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調査を作成し提出する。 (1) 引渡しを要するもの ○無 ・有 () (2) 引渡しを要するもの以外 ○構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3) 特別管理産業廃棄物 ○無 ・有 (PCB使用機器: 関連法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す。) (4) 再利用又は再資源化を図るもの ○無 ・有 (・蛍光管 ・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類) ○捨けない ・捨てる(規模:) ・備品 () すべて請負者の負担とする。 構内に作ることが ・できる ・できない ○別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 ○内部仮設足場等(・架台足場 ・移動式足場 ・移動式室内足場 ・) ・外部足場 (・A種 [施工箇所内に伸縮足場を設ける。] ・B種 [施工箇所内に単管式足場を設ける。] ・C種 [仮設ゴンドラを使用する。] ・D種 [移動式足場を使用する。]) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。 工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。														
⑧ 発生材の処理	標準仕様書及び別表による。 ⑨ 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。 ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合立、監督職員に報告する。													

項目	仕様																																											
⑩ 計 画 施 工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(監修(独)建築研究所)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量[kgf]に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。 設計用標準水平地震度 <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">○特定の施設</th><th colspan="2">○一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">上層階、 屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td rowspan="2">中 間 階</td><td>水槽類(※1)</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>水槽類(※1)</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></tbody></table> (※1) 水槽類にはオイルタンク等を含む。 ◎重要機器の定義は次による。 ・受変電設備 ・発電設備 ・直流電源設備 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置 ◎上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、 10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事情)第1編 第2章 第10節による。 電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、確認試験は、性能確認試験(木)・施工後確認試験(木)を確認強度□Nにて行う。 貫通箇所は、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、確認試験は、性能確認試験(木)・施工後確認試験(木)を確認強度□Nにて行う。 貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。 (1) EM-EET は常外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「9494」(EM-EET)と表記されたものを使用する。 (2) EM-UTP は JIS X 5150「構内情報記録システム」に準じ、絶縁材料及びシースに JIS規格によるEMケーブルの耐熱性ポリエチレンを用いたもの。 埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配用遮断器4個以下の場合には(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。 長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。 露出配管の仕上げは次による。 屋外 ○厚膜電線管は、溶融垂れつき仕上げ付着量 300g/㎡以上のものとする。 ・塗装あり(場所:) 屋内 ○塗装なし ・塗装あり(場所:) ・A種 [山砂の類: 水締め、機器による締め] ○B種 [根切り土の中の良質土: 機器による締め] ・C種 [他現場の建設発生土の中の良質土: 機器による締め] ・D種 [再生コンクリート砂: 水締め、機器による締め] ※配管下部は50mm以上、上部は100mm以上、砂を用いて締めめること。 ○構外搬出処理 ・構内の指定場所に敷き均し (1) 地中線路には、ケーブル埋設票をもうける。 ○鉄製 ・コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線路設備シートを敷設する。 (3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線路設備シートは2条以上敷設する。 (1) 露出するプルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (2) 露出するプルボックスのふたの止めねじは化能ビスとする。 図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・金属製 ・樹脂製 プルボックス、ジョイントボックス及び機器を安裝しないプレートには、用途を明示した略称をつける。 タンブラスイッチは通用形とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として通用形とする。ただし、2口の場合は様式を使用しても良い。また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。 本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。 ・測定場所: ○各室(測定箇所数5箇所) ・廊下 ・階段 用 途: ○非常用照明 ○一般照明 ・学校施設における室内照度測定(測定教室: 個所、測定黑板面: 個所) ※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黑板垂直面9か所で測定する (1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線絡線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子盤には、線番表・絡線表を備え付ける。 長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 <買材> ・照明制御システム ・変圧器 ・() <建設機器> ・排出ガス対策型建設機器 ・低騒音型建設機器 工事区分表(令和 年版)による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。 保険等の各種措置及び電子納品については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。 (長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書) ・X線探査等による壁内事前調査 ・パイプ線検知による断線時の停電/誤発報防止 ・専門業者の配置による断線時の早急な事故対応 ・その他監督員との協議による ○施工制約条件 ○石綿事前調査(貸与資料) ○有 ・無	設置場所	機器種別	○特定の施設		○一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	中 間 階	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	地下・1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			○特定の施設		○一般の施設																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																							
中 間 階	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
地下・1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																							
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
⑪ あと施工アンカー																																												
⑫ 防火区画等の貫通処理																																												
⑬ 電線・ケーブル																																												
20 予 備 配 管																																												
21 金 属 製 電 線 管 の 仕 上 げ																																												
22 金 属 製 電 線 管 の 仕 上 げ																																												
23 埋 め 戻 し 土																																												
24 建設発生土の処理																																												
25 ケーブル埋設票																																												
26 プルボックス																																												
27 フラッシュプレート																																												
28 プレートの用途表示																																												
29 配 線 員																																												
30 機 器 へ の 接 続																																												
31 目 度 測 定																																												
32 盤 類																																												
33 グリーン購入の推進																																												
34 他工事又は他工種との取り合い																																												
35 その他及び電子納品																																												
36 コア抜き																																												
37 その他																																												

(別表) しゅん工時提出物 (・に○印のついたものを提出する。)

項目	提出物	項目	提出物
1 完成図	・ 原図 (A1版 ケース入り) ○ 縮図 (A1版 2つ折り製本 1部) ○ CADデータ(jww及びpdf形式)	5 機器完成図	
2 設計図	○ CADデータ	6 工事写真	
3 引渡書	○ 予備品 ○ 盤類の鍵	7 完成写真	
4 納入品	・ ハンドホールフック、ジャッキ	8 工事記録 (打合せ簿、工事日誌、協議書)	
		9 機材の試験成績書	
		10 施工の試験成績書	
		11 社内試験成績書	
		12 発生材処理報告書 (廃棄物処理実施書、運搬及び処理の委託契約書の写し、フロー図)	
		13 納入品一覧表	
		14 官公署手続、検査書(管理者用正本、写し)	
		15 保全に関する資料(取扱い説明書も含む)	

3 ハンドホール

下表による。(様子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1種納入する。)
ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。)
・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
・ブロックの仕様は国土交通省仕様(準)に準ずるものとする。
・配管貫通部は、原則として根巻きコンクリート(F=18N/mm以上)とし、差し筋D10タテコ#20で補強する。
・補強方法については、あらかじめ監督員にハンドホール製作図を提出し承諾を受けて施工する。

ハンドホール No.	寸法	底面
ハンドホール No.ー	1,500×1,500×1,500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底面 GL-1, 740以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.ー	1,200×1,200×1,500D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底面 GL-1, 700以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.ー	1,000×1,000×1,400D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底面 GL-1, 600以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.ー	1,000×1,000×1,100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底面 GL-1, 300以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.ー	1,000×1,000×900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底面 GL-1, 060以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.ー	900×900×1,100D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底面 GL-1, 260以上 (アルミ梯子付)
ハンドホール No.ー	900×900×900D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底面 GL-1, 060以上 (既製足場付)
ハンドホール No.ー	600×600×600D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)	底面 GL-1, 060以上 (既製足場付)
ハンドホール No.ー	450×450×600D 蓋 WPM-45B (Eマーク入)	※積載帯等車両の通行の恐れがない場所、 収容ケーブルが少ない場所に限る

4 接地極

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

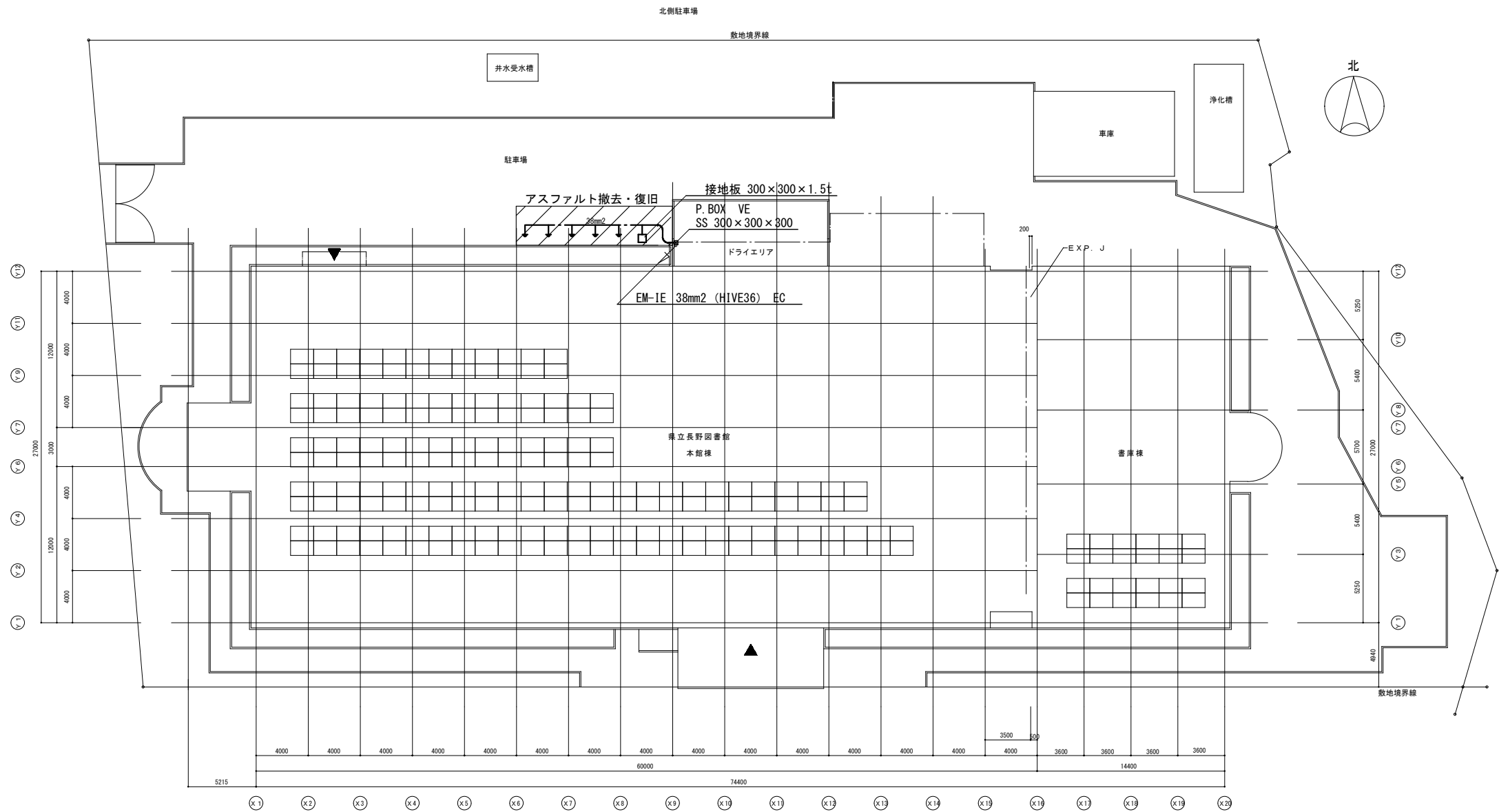
A 種 接 地	鋼板1.5t×900×900 リード端子付 堀削埋戻中心深さ 2m 埋設機(真鍮製又はステンレス製)
B 種 接 地	鋼板1.5t×600×600 リード端子付 堀削埋戻中心深さ 2m 埋設機(真鍮製又はステンレス製)
C 種 接 地	鋼板1.5t×300×300 リード端子付 堀削埋戻中心深さ 1.5m 埋設機(真鍮製又はステンレス製)
D 種 接 地	接地棒(10φ×1,500) リード端子付 打ち込み 埋設機(真鍮製又はステンレス製)

5 機器取付高


図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

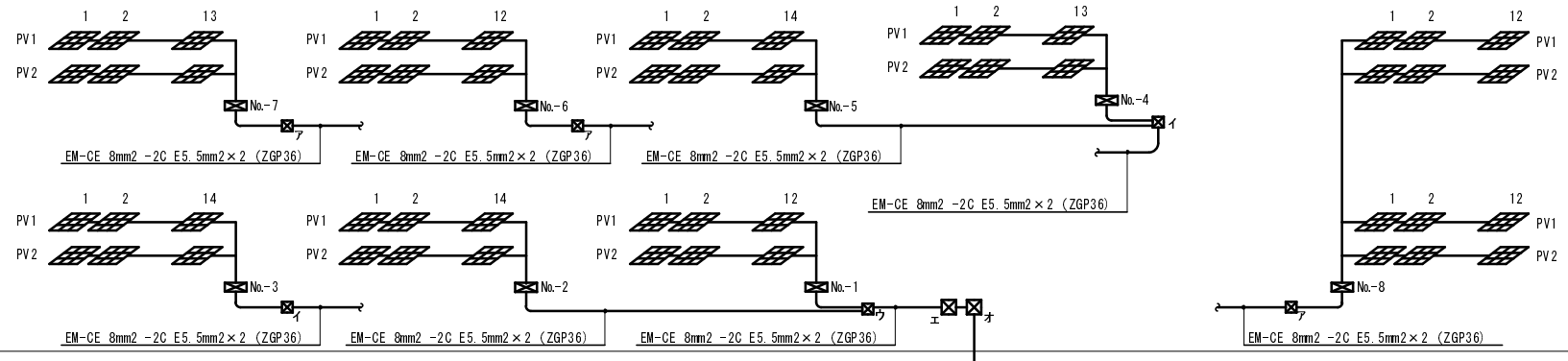
名 称	測 点	取付高(mm)	名 称	測 点	取付高(mm)							
取 引 用 計 器	地上～上端	2,000	時計	壁掛形観時計	床下～中心	1,500						
							引 込 口	地上～上端	(上端1,900以下)			
電 気 機 器	床上～中心	(上端1,900以下)	拡 声	壁掛形スピーカ	床上～中心	1,300						
							タンプラススイッチ	1,300	表	壁付発信器	床上～中心	(天井高)×0.9
							” (身障者用)	1,100	”	”	”	1,300
							コンセント(一般)	300	”	”	”	(天井高)×0.9
							” (和室)	150	”	”	”	1,300
							” (使用等)	500	”	”	”	900
							” (台上)	150	”	”	”	2,000
							ブラケット(一般)	2,100	”	”	”	1,800
							” (講壇)	2,500	”	”	”	
							” (線下)	150	”	”	”	
							” (線下)	1,500以上	”	”	”	
							” (線下)	1,000以下	”	”	”	
照 明 機 器	床上～中心	(上端1,900以下)	拡 声	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500						
							”	”	”	1,100		
手 元 開 閉 器	床上～中心	1,500	機 器 取 寄 箱	”	床上～中心	(天井高)×0.9						
							”	”	”	300		
操 作 ス イ ッ チ	床上～中心	1,300	ア ウ ト レ ッ ト	”	床上～中心	(天井高)×0.9						
							”	”	”	300		
電 気 機 器	室内端子盤	床上～下端	”	”	床上～中心	800～1,500						
							”	”	”	800～1,500		
電 気 機 器	中間端子盤	床上～中心	”	”	床上～中心	800～1,500						
							”	”	”	800～1,500		
電 気 機 器	集合保安器箱	床上～中心	”	”	床上～中心	800～1,500						
							”	”	”	800～1,500		
電 気 機 器	壁付アウトレットボックス(一般)	”	”	”	床上～中心	(天井高)×0.9						
							”	”	”	(天井高)×0.8		
電 気 機 器	” (和室)	”	”	”	床上～中心	(天井高)×0.8						
							”	”	”	(天井高)×0.8		

6 定期報告 工事しゅん工後3ヵ月、12ヵ月に点検をして、その結果を書面で(発注機関長)あて報告する。
管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず管理者の立会いを要する。



配置図 S = 1 / 200

県立長野図書館屋上防水改修ほか工事  中野設計事務所		配置図 SCALE A1: 1/200 A3: 1/400	DATE 2026.02	長野県須坂市大字須坂1439 TEL026-245-0711 FAX026-245-6225 知事登録番号(長野) L第93131号 一級建築士大臣登録第256149号 中野 一男	E-02
---	--	--	-----------------	---	------



- 凡例
- ☒ P. BOX SS 300×300×250 SUS WP
 - ☒ P. BOX SS 400×400×250 SUS WP
 - ☒ P. BOX SS 500×500×250 SUS WP
 - ☒ P. BOX SS 700×500×500 SUS WP
 - ☒ P. BOX SS 700×500×700
 - ☒ 接続箱

R F

M 3 F

3 F

M 2 F

2 F

M 1 F

1 F

B 1 F

EM-CE 8mm2 -2C × 4 (EP75)
EM-CE 8mm2 -2C × 4 (EP75)
EM-IE 14mm2 × 2 EA・ELA (EP31)

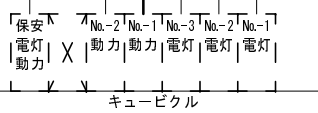
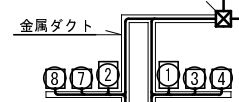
EM-CE 8mm2 -2C × 4 (EP75)
EM-CE 8mm2 -2C × 4 (EP75)
EM-IE 14mm2 × 2 EA・ELA (EP31)

EM-CE 8mm2 -2C × 4 (EP75)
EM-CE 8mm2 -2C × 4 (EP75)
EM-IE 14mm2 × 2 EA・ELA (EP31)

EM-CET 100mm2 (EP75)
EM-CE 100mm2 (EP75)
EM-IE 14mm2 × 2 EA・ELA (EP31)

記号	名称
①	交流集電箱 No.-1
②	交流集電箱 No.-2
③	パワーコンディショナー No.-1
④	パワーコンディショナー No.-2
⑤	パワーコンディショナー No.-3
⑥	パワーコンディショナー No.-4
⑦	パワーコンディショナー No.-5
⑧	パワーコンディショナー No.-6
⑨	パワーコンディショナー No.-7
⑩	パワーコンディショナー No.-8
⑪	自立コンセント盤

P. BOX SS 700×400×500 P. BOX SS 600×600×500



キュービクル

キュービクル

電力監視盤

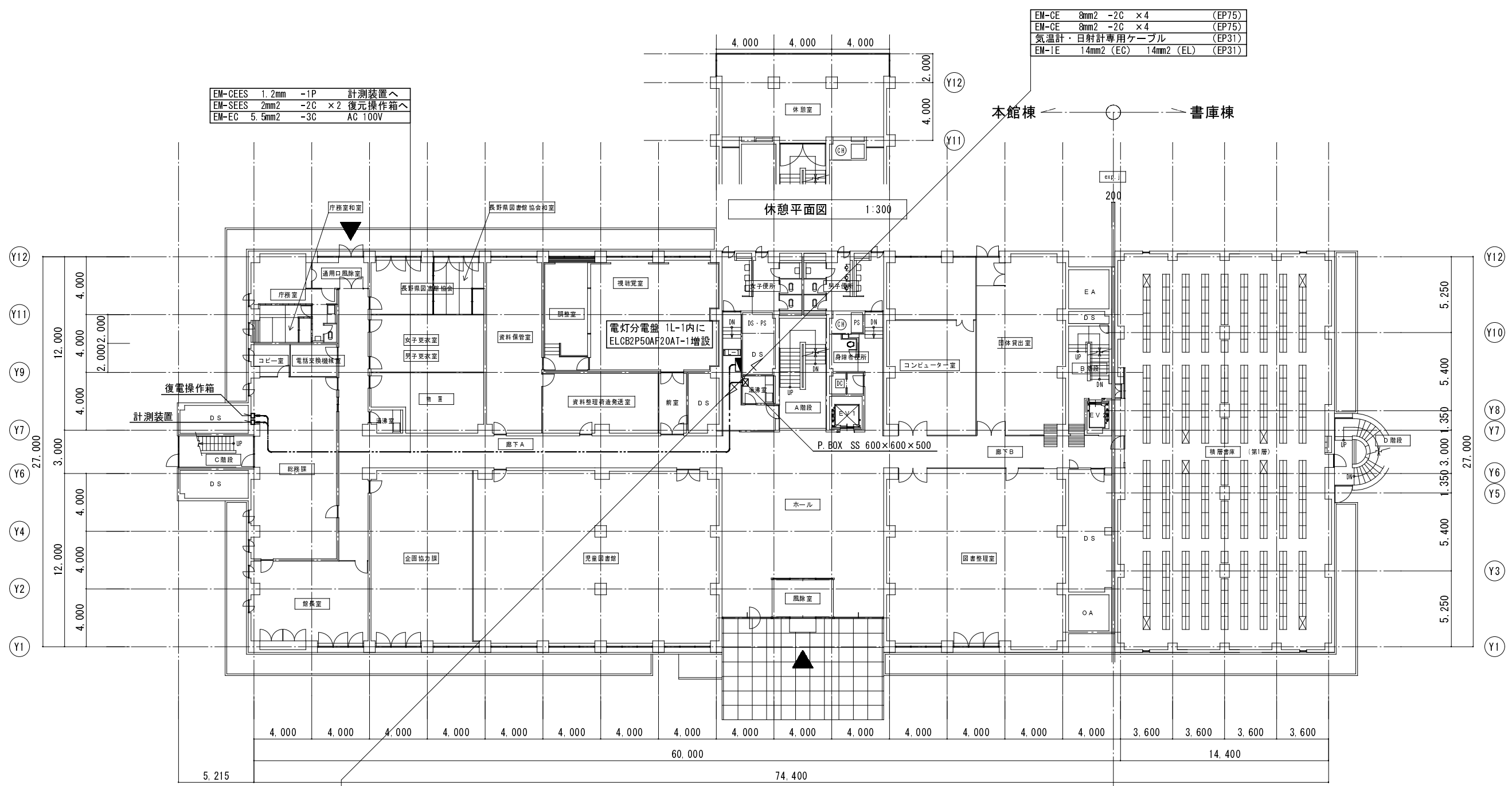
県立長野図書館屋上防水改修ほか工事

幹線系統図

SCALE	DATE
A1: - A3: -	2026.02

長野県須坂市大字須坂1439 TEL026-245-0711 FAX026-245-0225
知事登録番号(長野) L第93131号 一級建築士大臣登録第256149号 中野 一 晃

E-04

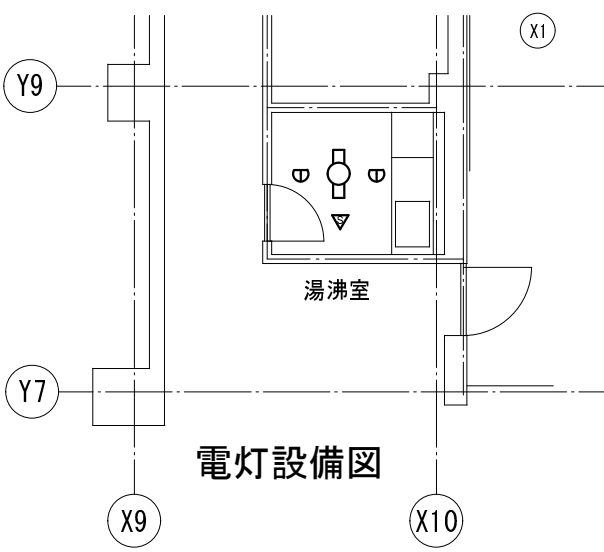


EM-CE	8mm2	-2C	×4	(EP75)
EM-CE	8mm2	-2C	×4	(EP75)
気温計・日射計専用ケーブル (EP31)				
EM-1E	14mm2 (EC)	14mm2 (EL)		(EP31)

EM-CEES	1.2mm	-1P		計測装置へ
EM-SEES	2mm2	-2C	×2	復元操作箱へ
EM-EC	5.5mm2	-3C		AC 100V

休憩室平面図 1:300

1階平面図 1:150

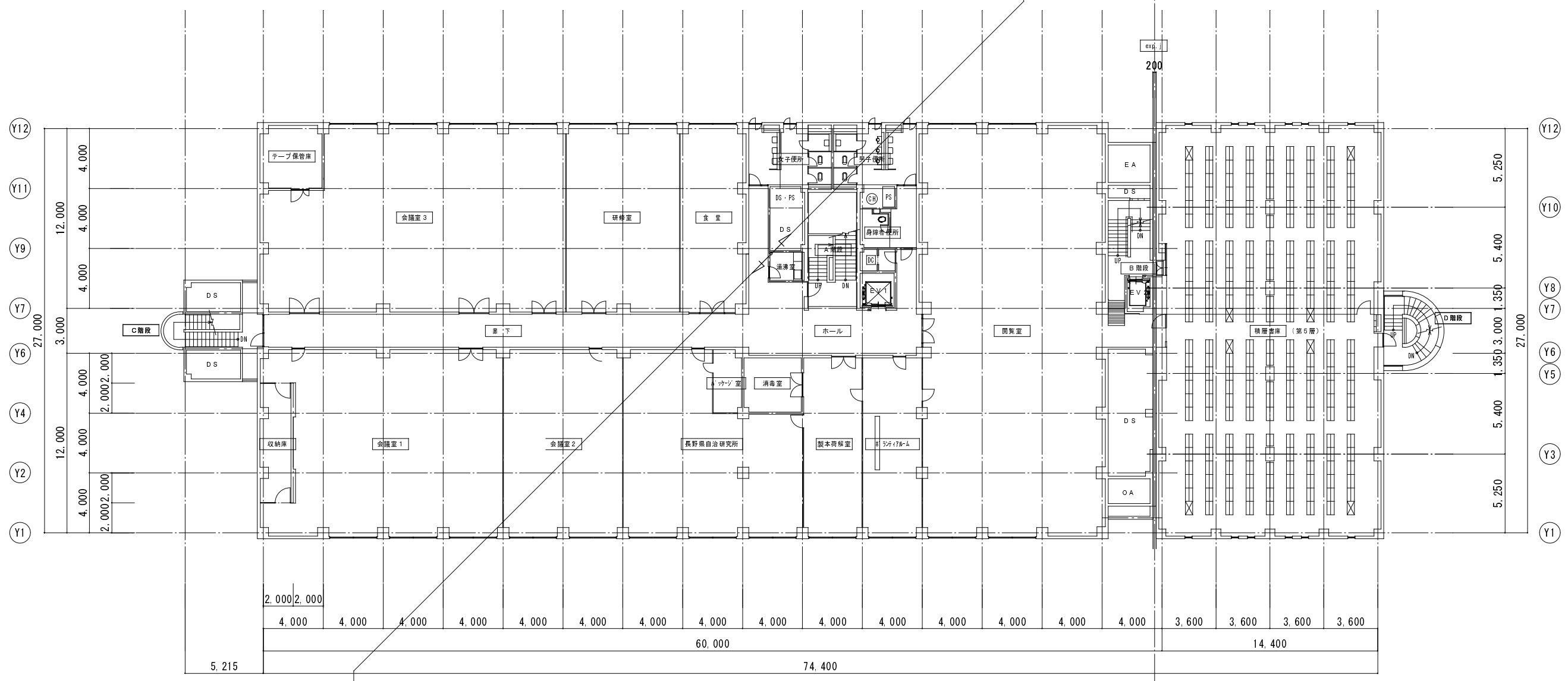


EM-CE	8mm2	-2C	×4	(EP75)
EM-CE	8mm2	-2C	×4	(EP75)
EM-CPEES	1.2mm2	-1P		(EP31)
EM-CEES	2mm2	-2C		(EP31)
気温計・日射計専用ケーブル (EP31)				
EM-1E	14mm2 (EC)	14mm2 (EL)		(EP31)

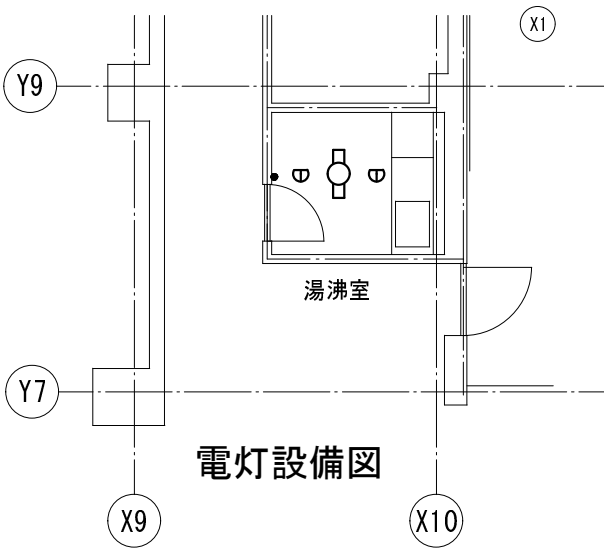
- 凡例
- 照明器具 LSS9-2-15 取外し・再取付
 - ▽ 人感センサー (埋込型) 取外し・再取付
 - ⊖ 定温式感知器 (露出型) 取外し・再取付

EM-CE	8mm2	-2C	×4	(EP75)
EM-CE	8mm2	-2C	×4	(EP75)
気温計・日射計専用ケーブル				(EP31)
EM-IE	14mm2 (EG)	14mm2 (EL)		(EP31)

本館棟 ← ○ → 書庫棟



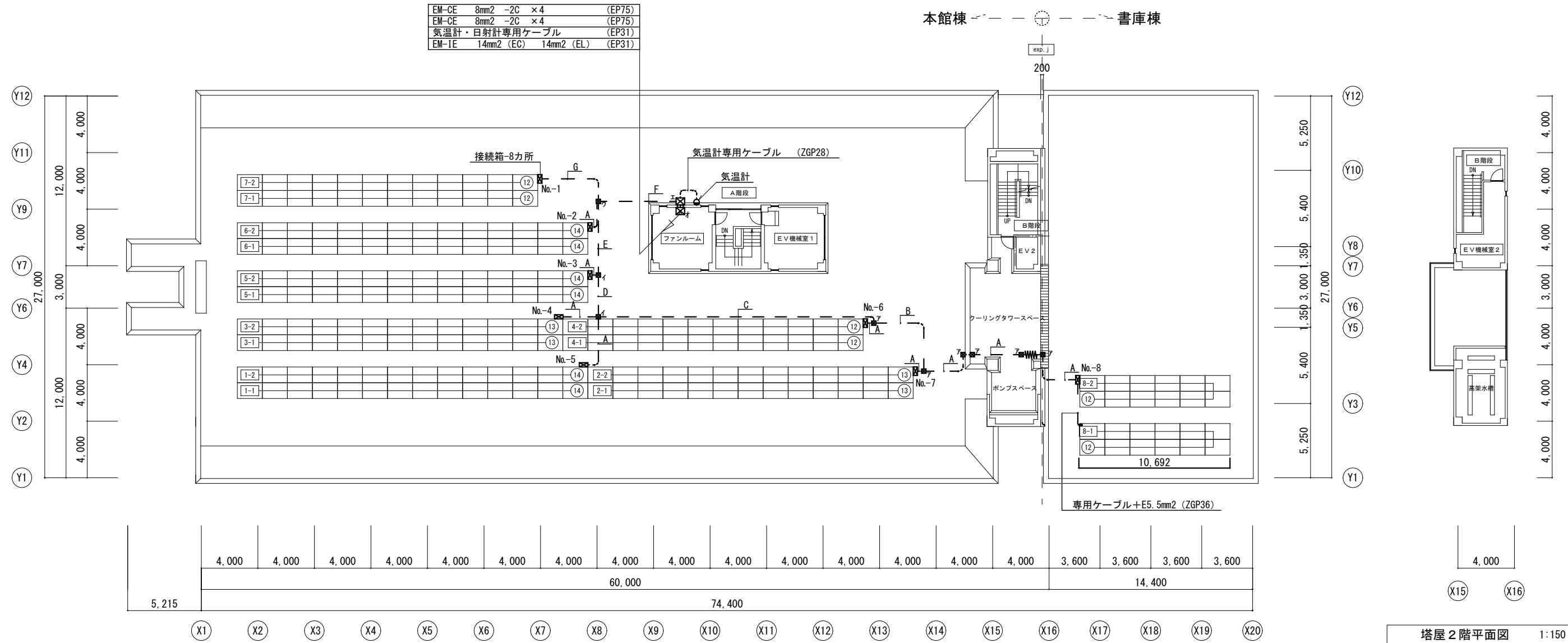
3階平面図 1:150



EM-CE	8mm2	-2C	×4	(EP75)
EM-CE	8mm2	-2C	×4	(EP75)
気温計・日射計専用ケーブル				(EP31)
EM-IE	14mm2 (EG)	14mm2 (EL)		(EP31)

- 凡例
- 照明器具 LSS9-2-15 取外し・再取付
 - スイッチ 1P15A×1 プレート共 取外し・移設・再取付 (約300mm前に移設)
 - ⊖ 定温式感知器(露出型) 取外し・再取付

EM-CE	8mm2	-2C	×4	(EP75)
EM-CE	8mm2	-2C	×4	(EP75)
気温計・日射計専用ケーブル				(EP31)
EM-1E	14mm2 (EC)	14mm2 (EL)		(EP31)



屋上・塔屋1階平面図 1:150

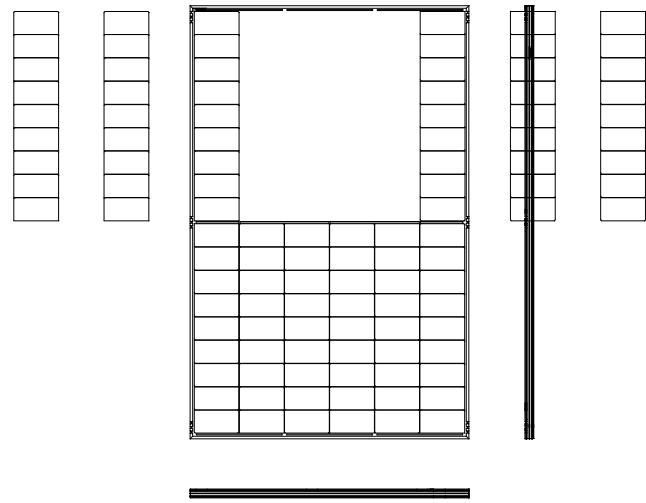
塔屋2階平面図 1:150

A	EM-CE	8mm2	-2C	E5.5×2	(ZGP36)	×1
B	EM-CE	8mm2	-2C	E5.5×2	(ZGP36)	×2
C	EM-CE	8mm2	-2C	E5.5×2	(ZGP36)	×3
D	EM-CE	8mm2	-2C	E5.5×2	(ZGP36)	×4
E	EM-CE	8mm2	-2C	E5.5×2	(ZGP36)	×5

F	EM-CE	8mm2	-2C	E5.5×2	(ZGP36)	×8
日射計専用ケーブル				(ZGP28)		×1
G	EM-CE	8mm2	-2C	E5.5×2	(ZGP36)	×1
日射計専用ケーブル				(ZGP28)		×1

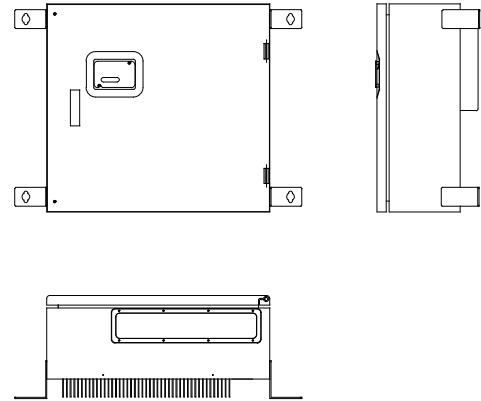
- 凡例
- ☒_A P. BOX SS 300×300×250 SUS WP
 - ☒_B P. BOX SS 400×400×250 SUS WP
 - ☒_C P. BOX SS 500×500×250 SUS WP
 - ☒_D P. BOX SS 700×500×500 SUS WP
 - ☒_E P. BOX SS 700×500×700

(参考) 太陽電池モジュール



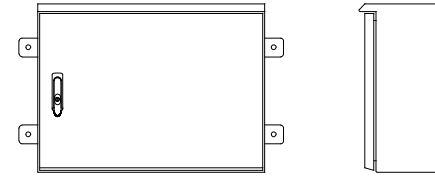
種類	単結晶シリコン
定格出力	450W
重量	約25.4kg

(参考) パワーコンディショナ



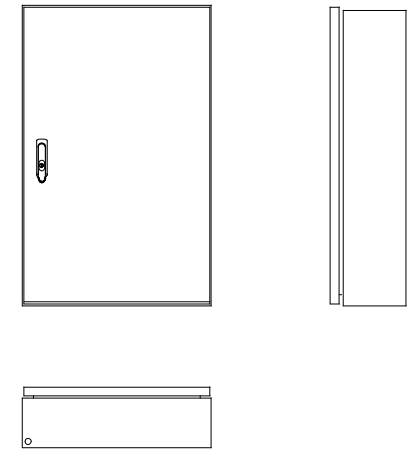
構造	屋外壁掛け型
定格出力	10kW
電気方式	三相3線式
重量	約46.5kg

(参考) 接続箱



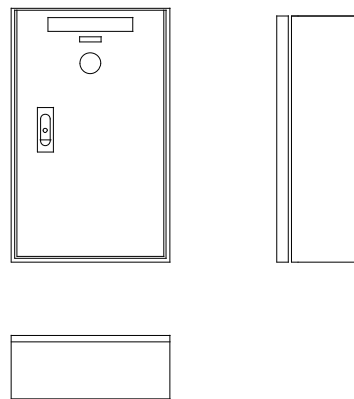
構造	屋外壁掛け型
材質	鋼板製 t=1.6
重量	約26.2kg

(参考) 交流集電箱



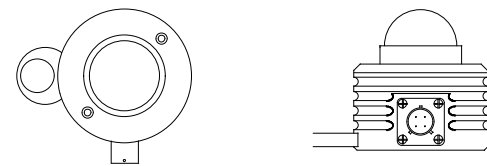
構造	屋外壁掛け型
材質	鋼板製 t=1.6
重量	約30kg

(参考) 自立コンセント盤

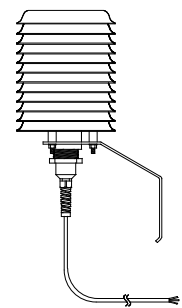


材質	鋼板製
収納機器	LEDランプ、コンセント、等
重量	約10kg

(参考) 日射計・気温計

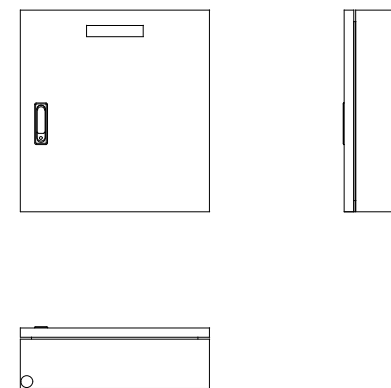


規格	ISO9060準拠
動作温度	-40～80度
重量	約0.3kg



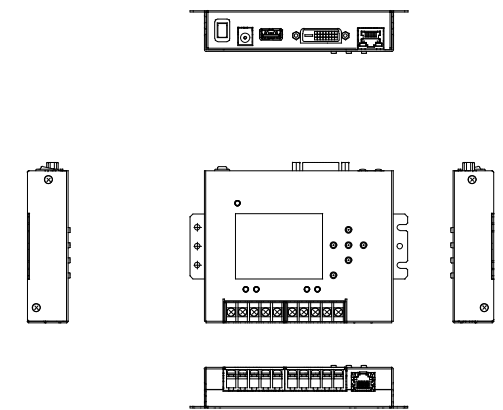
規格	JISC1604-2013準拠
動作温度	-40～80度
出力信号	Pt100
重量	約0.64kg

(参考) 復電操作箱



構造	屋内壁掛け型
材質	鋼板製 t=1.6
重量	約10kg

(参考) 計測監視装置



仕様環境	温度：-20～60度、湿度：85%以下（結露無きこと）
構成機器	計測端末本体、PC、UPS、USBメモリ、ACアダプタ、収納箱（鋼板製）、等

